

別表（添付図書）

	明示すべき事項	縮 尺	都市計画法		宅 地 造 成 等 規 制 法
			第 29 条	第 43 条	
配置図	方 位 地 形 開発等の予定地 周辺土地利用状況 （予定地中心半径300m） 最寄交通機関からの経路 市街化区域、市街化調整区域、 自然公園等の区域	1/2500 以上	○	○	○
現況図	方 位、開発等区域の境界 土地の地番、形状、断面 開発等の区域に含まれる公共施設 及び都市計画施設の位置、形状	1/500 以上	○	○	○
土地利用計画図	方 位、開発等区域の境界 計画公共施設の位置、形状 予定建築物等の用途、規模、位置 接続道路の種類、名称、幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500 以上	○	○	○
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路	1/500 以上	○		○
造成計画平面図 造成計画断面図	方 位、開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面 地盤高 切土又は盛土の別 ガケ又は擁壁の位置及び形状、種類	1/500 以上	○		○
地籍図			○	○	○
証明等	登記事項証明書 （土地及び建物に関する事項）		※ ○	○	
	土地家屋固定資産税課税台帳証明		※ ○		
	農地転用許可証又は非農地証明 （地目が農地の場合）		※ ○		
予定建築物の平面図・立面図		1/100 又は 1/200	※ ○	○	
その他必要と認める図書（ ）					

※ 市街化調整区域における都市計画法第29条、その他必要な場合のみ添付

## 注 意 事 項

1. この事前協議は、法に基づく申請に先だつてあらかじめ開発等の計画の概要について、和泉市と協議し、指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。
2. 開発等をしようとする者は、この事前協議書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付して下さい。
3. 法に基づく申請は、この事前協議書に定められた有効期間内に行つて下さい。  
万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
4. 事前協議書の有効期間は、事前協議が完了したとして市長が事前協議書を返却した日から起算して1年です。  
ただし、市街化調整区域で行う日常生活のための物品販売店舗等（都市計画法第34条第1号に係るもの（学校施設、社会福祉施設及び医療施設に係るものは除く。））は6か月です。なお、有効期間内に法に基づく申請ができない旨の理由書を提出し、市長がやむを得ないと認めたときに限り、1年以内で有効期間を延長することができます。（都市計画法34条第1号（学校施設、社会福祉施設及び医療施設に係るものは除く。）に係るものは、有効期間の延長は認められません。）
5. この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
6. この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。
7. なお、本事前協議書（添付図書含む）および事前協議結果回答（指導内容含む）については、情報公開条例の対象です。